

岩手県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第47号

岩手県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県環境影響評価条例施行規則（平成11年岩手県規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(方法書の作成)</p> <p>第6条 [略]</p> <p><u>2</u> [略]</p> <p><u>3</u> [略]</p> <p><u>4</u> 対象事業に係る条例第6条第1項第4号に掲げる事項の記載に当たっては、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定の理由（一般的な事業の内容によって行われる対象事業に伴う影響要因（当該対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因をいう。以下同じ。）について、その影響を受けるおそれがあるとされる環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に係る項目を選定しなかった場合にあっては、その理由を含む。）を明らかにするものとする。</p> <p><u>5</u> [略]</p> <p>(環境影響を受ける範囲と認められる地域)</p> <p>第7条 対象事業に係る条例第7条の環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、対象事業が実施されるべき区域及び既に入手している情報によって、1以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。</p>	<p>(方法書の作成)</p> <p>第6条 [略]</p> <p><u>2</u> 前項各号に掲げる事項を記載するに当たっては、当該事項に関する対象事業の背景、経緯及び必要性をできる限り明らかにするものとする。</p> <p><u>3</u> [略]</p> <p><u>4</u> [略]</p> <p><u>5</u> 対象事業に係る条例第6条第1項第4号に掲げる事項の記載に当たっては、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定の理由を明らかにするものとする。この場合において、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにするものとする。</p> <p><u>6</u> [略]</p> <p>(環境影響を受ける範囲と認められる地域)</p> <p>第7条 対象事業に係る条例第7条の環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、対象事業が実施されるべき区域及び既に入手している情報によって、1以上の環境要素（当該対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因について、その影響を受けるおそれがあるとされる環境の構成要素をいう。）に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。</p>
<p>(準備書の作成)</p> <p>第15条 [略]</p> <p><u>2</u> [略]</p> <p><u>3</u> [略]</p> <p><u>4</u> 第6条第4項の規定は、対象事業に係る条例第14条第1項第5号に掲げる事項の記載について準用する。この場合において、第6条第4項中「条例第6条第1項第4号」とあるのは、「条例第14条第1項第5号」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準備書の作成)</p> <p>第15条 [略]</p> <p><u>2</u> 第6条第2項の規定は、前項各号に掲げる事項の記載について準用する。</p> <p><u>3</u> [略]</p> <p><u>4</u> [略]</p> <p><u>5</u> 第6条第5項の規定は、対象事業に係る条例第14条第1項第5号に掲げる事項の記載について準用する。この場合において、第6条第5項中「条例第6条第1項第4号」とあるのは、「条例第14条第1項第5号」と読み替えるものとする。</p>

5 [略]	6 [略]
6 [略]	7 [略]
7 [略]	8 [略]
8 [略]	9 [略]
9 <u>対象事業に係る条例第14条第1項の準備書には、条例第14条第2項において準用する条例第6条第2項の規定により2以上の対象事業について併せて準備書を作成した場合にあっては、その旨を明らかにするものとする。</u> (評価書の作成) 第29条 第15条(第9項を除く。)の規定は、対象事業に係る条例第22条第2項第1号に掲げる事項の記載について準用する。	10 条例第14条第2項において準用する条例第6条第2項の規定に基づき2以上の対象事業について併せて準備書を作成した場合にあっては、その旨を当該準備書に記載するものとする。 (評価書の作成) 第29条 第15条(第10項を除く。)の規定は、対象事業に係る条例第22条第2項第1号に掲げる事項の記載について準用する。
2 [略]	2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年9月30日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 事業者が、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に岩手県環境影響評価条例(平成10年岩手県条例第42号。以下「条例」という。)第8条の規定による方法書の公告を行っている対象事業については、この規則による改正後の岩手県環境影響評価条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第6条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 事業者が施行日前に条例第16条の規定による準備書の公告を行っている対象事業については、改正後の規則第6条から第29条第1項までの規定の適用については、なお従前の例による。
- 4 事業者は、施行日前においても、改正後の規則第6条から第27条までの規定の例により、方法書の作成等を行うことができる。
- 5 前項の規定に基づき方法書の作成等が行われた対象事業については、施行日において、改正後の規則の相当する規定により当該方法書の作成等が行われたものとみなす。